

○由利本荘市福祉医療費支給要綱

平成17年3月22日

告示第3号

改正 平成17年8月1日告示第95号

平成18年9月29日告示第84号

平成20年3月31日告示第27号

平成21年7月29日告示第81号

平成22年3月26日告示第6号

平成22年7月29日告示第46号

平成24年7月11日告示第63号

平成27年3月31日告示第45号

平成28年5月2日告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、由利本荘市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児(未就学児)及び小中学生 中学校修了年度の3月31日までの間にある者
- (2) ひとり親家庭の児童 別表第1に定める18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 高齢身体障害者 65歳以上の者で、身体障害者福祉法による身体障害者手帳(4～6級)所持者
- (4) 重度心身障害(児)者 第1号から第5号までを除く療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳(A)所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳(1～3級)所持者

2 この告示において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (4) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この告示において「社会保険各法」とは、前項第3号から第7号までに掲げる法律をいう。

（受給資格者）

第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、由利本荘市に居住地を有する前条第1項各号に掲げる者で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者（健康保険法による特別療養費支給対象者を含む。）とする。ただし、社会保険各法の本人（前条第1項第4号に該当する者を除く。）又は他の法令等の適用を受け、医療に関し福祉医療費と同一の給付を受けることができる者を除く。

（支給期間）

第4条 福祉医療費の支給対象期間の始期及び終期は、別表第2によるものとする。

（支給の制限）

第5条 第2条第1項各号に掲げる受給者について、受給者本人（第2条第1項第4号に該当する場合にあっては、社会保険各法の本人に限る。）、父又は母、配偶者、若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては、当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。）の前年の所得が別表第3に定める額を超えるときは、福祉医療費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、1月1日から7月31日までの間に支給事由の生じたものについては、前項中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する所得の範囲及び所得の額の計算は、乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童に係るものにあつては児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条並びに第4条第1項及び第2項の規定を、高齢身体障害者及び被用者保険本人である重度心身障害（児）者に係るものにあつては国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定を準用する。

4 第2条第1項第1号に掲げる者で第1項の規定により支給制限に該当したものについては、由利本荘市単独事業により福祉医療費を支給する。

(受給資格の登録)

第6条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けるものとする。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する7月31日まで有効とする。

3 前項の登録の有効期間の満了後、引き続き医療費の助成を受けようとする者は、更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けるものとする。ただし、特に市長が認めたときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、前条の規定により受給資格を登録した者に対し、医療保険各法の被保険者証、母子家庭台帳又は父子家庭台帳、身体障害者手帳又は療育手帳等を確認の上福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の期間は、交付日以後最初の7月31日までとし、毎年度8月1日に更新するものとする。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者で国民健康保険の被保険者及び社会保険各法の被扶養者については、別表第2（2）に定める期間とする。

3 市長は、受給者が正当な理由なく第12条の規定による支給額の返還に応じないとき、その他必要と認めたときは、受給者証の交付を保留し、又はすでに交付している受給者証の効力を停止することができる。

(福祉医療費の給付)

第8条 市長は、福祉医療費の給付を受けようとする受給者に対し、保険医療機関、保険薬局等において、医療保険被保険者証と受給者証を提示させるものとする。

(支給の範囲)

第9条 福祉医療費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 医療の診療月をもって区分し、医療保険各法による給付額を控除した被保険者等負担額（高額療養費、家族高額療養費及び附加給付金等を控除した額）とする。

(2) 前号の場合において、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る標準負担額は除くものとする。

(医療費の確認及び支払の委託)

第10条 受給者の医療費の確認及び保険医療機関、保険薬局等への医療費等の支払は、秋

田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び社会保険診療報酬支払基金秋田支部（以下「支払基金」という。）に委託して行うものとする。

2 受給者が、やむを得ない理由により、病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、市長が必要と認めるときは、別に定める方法により医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。

3 第7条第3項の規定により受給者証の交付を保留、若しくは効力を停止している者から、福祉医療費の支給申請があった場合、市長が必要と認めるときは、現金給付をすることができる。ただし、その者が第12条の規定による返還額を滞納しているときは、支給額に相当する額を滞納額に充当するものとする。

（委託費の支払）

第11条 市長は、前条の委託に係る費用のうち受給者の自己負担相当額に相当する額については、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）に従い、国保連合会及び支払基金からの請求により納付する。

（支給額の返還）

第12条 市長は、支給原因が第三者の行為によって生じ、受給者が損害賠償を受けたときは、支給額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるとき、若しくは第9条の規定により控除するものとされた額の全部又は一部が控除されずに支給されたときは、すでに支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

（関係帳簿等）

第13条 この業務を適正に行うため、市は、次の帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 福祉医療費受給者台帳（兼受給者証払出簿）
- (2) 第三者行為等の返還記録
- (3) 高額療養費戻入簿

2 前項各号に掲げる帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年（年度）の翌年（翌年度）から起算して5年間保存するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本荘市福祉医療費支給要綱（平成12年本荘市訓令第19号）、矢島町福祉医療費支給要綱（平成12年矢島町制定）、岩城町福祉医療費支給要綱（昭和61年岩城町要綱第3号）、由利町福祉医療費支給要綱（平成12年由利町制定）、大内町福祉医療費支給要綱（平成16年大内町制定）、東由利町福祉医療費支給要綱（平成15年東由利町制定）、西目町福祉医療費支給要綱（平成14年西目町制定）又は鳥海町福祉医療費支給要綱（昭和63年鳥海町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年8月1日告示第95号）

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日告示第84号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第27号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日告示第81号）

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第6号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日告示第46号）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日告示第63号）

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月2日告示第43号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

「ひとり親家庭の児童」の対象範囲

ひとり親家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とは、1及び2に掲げる家庭の児童並びに3に掲げる児童をいう。

1 母子家庭

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している配偶者のない女子で、次のいずれかに該当するもの

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの

(2) 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの

(3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない女子

(4) 配偶者から1年以上遺棄されている女子

(5) 配偶者が海外にあるため、1年以上その扶養を受けることができない女子

(6) 配偶者が次に定める程度の障害の状態にある女子

ア 両眼の視力の和が0.04以下のもの

イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

エ 両上肢のすべての指を欠くもの

オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

キ 両下肢を足関節以上で欠くもの

ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

ケ アからクまでに掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

コ 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

サ 傷病が治らないで、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師

の診療を受けた日から起算して1年6箇月を経過しているもの

- (7) 配偶者が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた女子
- (8) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (9) 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

2 父子家庭

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している配偶者のない男子で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの
- (2) 離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない男子
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている男子
- (5) 配偶者が「1 母子家庭（6）のアからサまで」に定める状態にある男子
- (6) 配偶者が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた男子
- (7) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されている男子
- (8) 婚姻によらないで父となった男子で、現に婚姻をしていないもの

3 父母のない児童

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 父母のいない児童
- (2) 母子家庭の児童で母と生活を共にしていない児童
- (3) 父子家庭の児童で父と生活を共にしていない児童
- (4) 父母が共に「1 母子家庭（6）のアからサまで」に定める状態にある児童
- (5) 母子家庭の児童で母が「1 母子家庭（6）のアからサまで」に定める状態に

ある児童

(6) 父子家庭の児童で父が「1 母子家庭(6)のアからサまで」に定める状態にある児童

別表第2(第4条、第7条関係)

(1) 新たに福祉医療費を受けることになる者及び福祉医療費を受けることができなくなる者に係る支給対象期間の始期及び終期

対象区分		法別	始期	終期
乳幼児及び小中学生	0歳児及び父母が住民税所得割非課税の者	74	・出生の日	・第2条に定める対象者でなくなった日
	上記以外の者	80	・出生の日	・第2条に定める対象者でなくなった日
重度心身障害(児)者	後期高齢者医療給付対象者	78	・後期高齢者医療給付適用の日 ・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
	上記以外の者	73	・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
高齢身体障害者	後期高齢者医療給付対象者	77	・後期高齢者医療給付適用の日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
	上記以外の者	72	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日

				の属する月の末日
ひとり親 家庭の児 童	母子家庭の児童	7 5	・母子家庭となった日の 属する月の初日	・第2条に定める対象者で なくなった日又はその日 の属する月の末日
	父子家庭の児童	7 6	・父子家庭となった日の 属する月の初日	・第2条に定める対象者で なくなった日又はその日 の属する月の末日

(2) 重度心身障害(児)者(社会保険各法の本人以外の者)の受給者証有効期間の始期及び終期

対象区分	法別	始期	終期
後期高齢者医療給付対象者	7 8	・後期高齢者医療給付適用の日	・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日
上記以外の者	7 3	・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日

別表第3 (第5条関係)

1 乳幼児及び小中学生に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数(人)	父又は母の所得額(円)
0	4,600,000
1	4,980,000
2	5,360,000
3	5,740,000
4	6,120,000
5	6,500,000

2 母子家庭及び父子家庭の児童に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数(人)	本人所得額(円)	扶養義務者所得額(円)
0	1,940,000	5,148,000

1	2, 320, 000	5, 397, 000
2	2, 700, 000	5, 610, 000
3	3, 080, 000	5, 823, 000
4	3, 460, 000	6, 036, 000
5	3, 840, 000	6, 249, 000

備考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、父又は母の所得額及び本人所得額については、扶養親族等1人増すごとに380,000円、扶養義務者所得額については扶養親族等1人増す毎に213,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ加算した額とする。
- 2 父又は母の所得額及び本人所得額のうち、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。
- 3 扶養義務者所得額のうち、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。

3 高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数（人）	本人所得額（円）	配偶者・扶養義務者所得額（円）
0	2, 595, 000	7, 287, 000
1	2, 975, 000	7, 536, 000
2	3, 355, 000	7, 749, 000
3	3, 735, 000	7, 962, 000
4	4, 115, 000	8, 175, 000
5	4, 495, 000	8, 388, 000

備考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、本人所得額については、扶養親族等1人増すごとに380,000円、配偶者・扶養義務者所得額については扶養親族等1人増す毎に213,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ

加算した額とする。

- 2 本人所得額のうち、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。
- 3 配偶者・扶養義務者所得額のうち、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。